

災害時の対応についての基本方針

いつも本校の教育活動にご理解・ご協力を賜りましてありがとうございます。

さて、本校では災害発生時に、以下のような対応をいたします。なお、下線部につきま
しては、児童調査票の「緊急引き取り人について」で確認をいたします。どうかよろしく
ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

台風に限らず暴風警報または特別警報が出ている時

- ① 午前7時に大田区に暴風警報または特別警報が発令されている場合は臨時休校とします。
- ② 児童在校中に暴風警報または特別警報が発令されている場合は、学校へ留め置きます。その後、解除された場合は方面別の集団下校を実施し、児童の安全を図ります。午後6時以降に警報が解除された場合は、保護者による引き取りをお願いします。
- ③ あらかじめお申し出いただいたご家庭は、中学生以上の兄姉による引き取りが可能です。

児童在校中震災発生時

- ① 児童在校中に、大田区で震度5弱以上の地震が発生した場合は、児童の安全を確保するため、保護者（4月に届け出ていただいた引き取り者）による児童の引き取りをお願いします。
 - ・夏季休業中の補習、プール、サマーチャレンジも同様といたします。
 - ・土曜スクール、校庭解放も同様とします。
- ② 保護者が児童を引き取りに来校するまで、児童を学校で預かります。
- ③ 児童在校中に、発生した地震が大田区で震度5弱未満であっても、以下の場合は引き取りをお願いします。
 - ・学校のライフライン（水道・電気等）が途切れた場合
 - ・学校の周辺の建物、道路に被害が出た場合
 - ・ほとんどの交通機関が運休した場合
 - ・その他 教育委員会が指示した場合
- ④ 大きな被害やライフライン・道路の寸断がない場合は、台風発生時と同様に、
あらかじめお申し出いただいたご家庭は、中学生以上の兄姉による引き取りが可
能です。

*以上は大田区全校同じ対応です。

その他の時

大雨・強風・地震などで登校時に安全が確保できなるとご家庭が判断された場合

- ① 登校（遅刻）させるかは、ご家庭で判断してください。
- ② 欠席・遅刻の場合は FAX か電話でご連絡ください。（なお、児童数が多いため繋がりにくくなることをご了承ください）
- ③ この場合は欠席・遅刻扱いにはなりません。